

吹田市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業（新型コロナウイルス感染症の治療ができる協力医療機関の確保について）に関する Q&A

Q 1	「新型コロナウイルス感染症の治療ができる」とは？
A 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中和抗体薬投与 （「ソトロビマブ」（ゼビュディ）、「カシリビマブ及びイムデビマブ」（ロナプリーブ）等）</li> <li>・ 経口薬投与・処方 （「モルヌピラビル」（ラゲブリオ）、「ニルマトレルビル・リトナビル」（パキロビッド）等）</li> <li>・ 抗ウイルス薬点滴投与（「レムデシビル」（ベクルリー）等）</li> </ul> <p>のいずれかの対応が可能であることです。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症診断のための検査、健康観察や、対処療法（解熱剤処方、抗ウイルス薬以外の点滴、酸素投与等）のみの場合は、本事業の補助の対象外です。</p>
Q 2	協力医療機関とは？
A 2	<p>貴施設において、現在、協力等の締結をされている医療機関です。</p> <p>（併設の場合や、配置医師による対応も含まれます。）</p>
Q 3	保健所や、大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT：オーサート）等経由で紹介された医療機関など、協力医療機関ではない医療機関から新型コロナウイルス感染症の治療を受けた場合は、要綱【別添 2】3ウの補助の対象となるか？
A 3	令和 4 年 3 月 22 日以降の期間は、要領【別添 2】3ウの補助については、対象外となります。
Q 4	施設内療養を開始したときには、新型コロナウイルス感染症の治療ができる協力医療機関を確保できていなかったが、その後、協力医療機関を確保した場合は要綱【別添 2】3ウの補助の対象となるか？
A 4	<p>新型コロナウイルス感染症の治療ができる協力医療機関を確保した日が、施設内療養期間終了後の日であったとしても、令和 4 年 9 月 14 日までに確保できた場合は、本補助の対象とします。</p> <p>ただし、令和 4 年 5 月 31 日までに確保できていなかった場合は、令和 4 年 3 月 22 日から令和 4 年 5 月 31 日までの期間は補助の対象外です。</p>